

参議院通商産業・経済安定連合委員会會議録第二号

昭和二十七年六月十八日(水曜日)午後二時二十二分開会

出席者は左の通り。

通商産業委員

委員長

理事

竹中 七郎君

小林 英三君

結城 安次君

重宗 雄三君

中川 以良君

山本 米治君

加藤 正人君

小松 正雄君

境野 清雄君

西田 隆男君

佐々木良作君

郡 祐一君

永井純一郎君

山川 良一君

奥 むねお君

南 好雄君

横田 正俊君

松尾泰一郎君

松尾 金藏君

松尾 金藏君

山本友太郎君

小田橋貞壽君

桑野 仁君

山本友太郎君

小田橋貞壽君

桑野 仁君

山本友太郎君

小田橋貞壽君

桑野 仁君

山本友太郎君

小田橋貞壽君

桑野 仁君

山本友太郎君

小田橋貞壽君

桑野 仁君

山本友太郎君

本日の会議に付した事件
輸出取引法案(内閣提出、衆議院送付)
特定中小企業の安定に関する臨時措置法案(衆議院提出)

が非常に迷惑をこうむつたというふうなことが書き添えてあつた。又もう一つの新聞には、紅茶茶碗の写真が二つ載つておりました、これもやはり婦人の日本代表が来たという記事を併せたものでございます。紅茶茶碗二つ、これは一つは英国の製品であり、一つは日本の製品である。形も同じ、模様も同じ、ただ違ふところは、日本の製品は品質が悪くて彩色が悪いだけなんだ、こういうまざらわしいものを日本が売出すのは非常は徳義的に困つた問題だということが、非常に厳しい筆つきで書いてある。私そういう新聞を見、又実際に物を見せられて詰問をされたことがたび／＼ございました。日本のメーカーが、非常に小さい中小企業の人が、日本としていい物を出したいけれども、たかさんの注文に應ずるためには、品物をあちらこちら下請工場に出してこしらへるので、見本通りの品物ができない場合があり得るだろうというところも考えた、或いは日本人はこんなに悪い品物を売出さないけれども、日本で輸出できないような、売物にならないようなものを誰かほかの国の人を買つて、それを包み方をごまかして外国に売出すようなこともあるのではないかしら、こういうことを私ヨーロッパについて考えたのでございませう。その問題を輸出取引法案を通して考えまして伺いたいのは、ここでございしらすえにならうとしておる組合、何と言いますか、輸出組合に、日本における外国人も入るのであるか、それが一

つ、それから外国の輸出商もどうせ日本に事務所を持つておる人もありましようから、それはどうなるか。それからもう一つは、例えば台湾で日本のものを買つて、それから日本製の製品を、メイド・イン・ジャパンと書いてあるものをいろ／＼ごまかしで売りつけるというふうなこともあると思ひますが、それらのものはこういう法案にはからぬものであるかどうか、何とか日本を保護することができんものであろうかどうか。先ずこの二点をお伺いしたいと思います。
○政府委員(松尾泰一郎君) お答え申し上げます。外国人で以てこちらに事務所を持つておられますものは、当然本法案の下におきますのは、当然本法案と考へておきますので、輸出組合の構成員になれるものと申しますが、なつて頂きたいというふうな考へております。戦前でもそうであつたのでありますが、とかく輸出組合を結成する場合には十分でなかつたりいたしました。尤もインド商社等は戦前におきまして、かなり輸出組合員になつておりましたが、余り輸出組合員になつておられない向きもあつたのでありますが、今度の輸出取引法下におきます輸出組合におきましては、できるだけ組合結成に当りましては、外国人に呼びかけまして、アメリカ人といわず、イギリスの商社と言わず、できるだけ多く入つて頂きます。この輸出組合の活動がうまく行くようにしたいと思います。考へて

おります。
それから第二点のお尋ねのありました、一旦日本から海外に物を出しました、それから再び日本の信用を傷つけるような物を外国から又そこから出すというふうなものにつきましては、これは実際問題といたしましては、なかなか有効な取締り措置はないかと思ひますが、日本から直接、まあいろいろ御指摘がありましたように、イギリス等では、いろ／＼の細かい点につきましては、工業所有権の侵害等につきましても、できるだけそういうことのないように、輸出貿易管理令で、輸出許可制におきまして措置いたしておきます。今度の輸出取引法下におきましては、第二條、第三條、第四條におきまして、そういうことの後起らんようにできるだけの配慮をするという建前になつております。
○奥むねお君 今の御説明によりまして、外国の輸出業者も成るべく組合に入れるように勧誘するつもりでございまして、入らなければ仕方がないということになります。私の見るところでは、こういう組合に入る人は、まあ組合から受ける便宜もあるだろうけれども、制裁もあるから、入る人は悪いことはいないし、組合から追い出されるという事はないと思ひます。けれども、初めから悪意を持つて輸出しようと思ふ人はこれでは入らないし、そして入らない人が却つて不正なことをなしやすいという事は考えられることだと思ひます。ですからこれを日

本の立場から、公正な取引を本当に推進するつもりだつたら、強制加入しなければならぬのじやないかと思ひますけれども、如何でございますか。

○政府委員(松尾泰一 郎君) お尋ねの点は、アウトサイダーに対する取締りの問題かと思うのでありますが、まあ戦前と、それから今度の法律と比較して見まして、一番大きな差は、その強制加入なり、或いはアウトサイダーに対する取締り規定が不備である点にあらうかと思ひますが、いろいろ公正取引委員会、その他いろいろ相談の結果、現在の法体系下におきまして輸出組合という、こういう団体の性格として、やはり加入の自由、撤退の自由という建前をとるのが、海外に対する印象からしてもよろしくはないかといふことで、第九條におきましても、そういう書き振りをいたしておきます関係上、強制加入ということになりますと、加入或いは撤退ということについて著しく制限を設けたということに相成りますので、その点は現在の通念上、そこまで行くのはちよつと無理ではなからうかといふふうに考へまして、強制加入の規定は置かなかつたわけでありまして、それから又、強制加入でなくとも、アウトサイダーを組合が取締り得るような法的根拠の規定が、まあ望ましいのではないかといふふうな御議論もあるわけでありまして、この点も同様な考え方からいたしまして、組合というものが非常に民主的な加入の自由、撤退の自由もあるという建前からいたしまして、実質上強制加入と同じ効果を發揮するようなアウトサイダーを組合が取締るといふことも現在のところ少し行過ぎではな

らうかといふ建前を以ちまして、アウトサイダーを組合が取締るといふような規定は実はこの法案の中には入れておられないのでありますが、それらの点は現在輸出貿易管理令におきまして、輸出承認制度ということをやつておりますので、その輸出承認制度の運用によりましてアウトサイダーを取締りまして、輸出組合の健全な活動ができるように輸出承認制度によつて組合活動をよくして参りたい、運用して参りたいといふ考え方でいられるわけであり

いわ、織維もないわといふふうなこと、非常に国内の経済が急変をした。ああいうようなことが又ないとはいへないのでもございますけれども、輸出組合がそういう場合の国民生活を或る程度保障するための量なり、送り出す量なり、或いは又は国内で保有するものについて何か国民生活を護るための用意といふものがこの法案の中に若しあるならば、どこにあるか、ないならば我はどこを見つめて行つたらいいかといふことを伺いたい。併せて伺いたいことは、この法案によりまして、輸出業者が買叩かれないように保護されることは非常に必要だと思ひます。併しそのために国内の物価が犠牲にならないかといふことが一番消費者の不安であるわけでございます。併せてこの問題について消費者の不安を除くために明らかにして頂きたい。

法をうつているわけでございます。これらは輸出組合ができた場合におきましても、アウトサイダーは同様にこの規定の制約を受けるわけでありまして、できるだけの二條、三條、四條の運用を円滑にしますために、今言いましたような悪意ある取引といふものは海外にいろいろ問題を起すような取引かと考えます。但しこれは根本は輸出貿易業者或いは輸出業者をやつている製造業者の良識に待つことが多いのでありまして、こういう条文でこういう場合はいけないとしましても、なか／＼その裏も出て参るかと思ひるのであります。なか／＼こういう規定をいたしましてもこれで全部がうまく行くかと言へば、必ずしもそうならぬかと思ひます。根本的には業界自身の良識に待つはかいたし方ないと思ひますが、法律事項といたしましては、そういうふうな不正な輸出取引を一々列記いたしまして、御注意を願うといふふうな建前にいたしておいて、若干起つてい

ありましたように、非常に買叩かれをするとか、或いは安売をやる結果といたしまして、取引ができなくなるとか、或いは安売をするために、関係産業の利害と衝突をしまして、輸入制限とか、関税引上を誘発するような、いわば止むを得ない場合において、自己防衛的にそういう場合にのみこういう業者の協定なり、輸出組合の統制なりが發動するわけでありまして、無暗にそういうことをやるわけでもございせんので、一般の国民生活に対する影響といふものは、我々としては余りないのでないか。経済というものは関係がありますので、若干の関係も影響もあるかと思ひますが、まあこの輸出側面のこと調整がすぐそれは国民生活に非常な影響を及ぼすということは先ずないと思ひたい。先ずなるかといふふうな考へております。従ひまして物価の面につきましても、輸出業者なり或いは輸出組合なりがこういう物価の調整をいたしました場合に、それが国内の物価を非常に引上げるような恰好になるかといふところはそうではないので、国内の物価がどつちかといふと非常に下り過ぎてい

つたわけでありまして、それから又、強制加入でなくとも、アウトサイダーを組合が取締り得るような法的根拠の規定が、まあ望ましいのではないかといふふうな御議論もあるわけでありまして、この点も同様な考え方からいたしまして、組合というものが非常に民主的な加入の自由、撤退の自由もあるという建前からいたしまして、実質上強制加入と同じ効果を發揮する

○奥むめお君 諸外国に与える影響を考慮なさつて、言葉を換えて言へば、遠慮してこの程度で止むを得ないかも知れませんが、私どもそこに不安を感じるし、イギリスで聞いたところによると、イギリスなんかはそういう組合なしに輸出業者の話しだけで非常に公正に正直な取引が行われている、こういうふうに私は聞いて来たのであります。私といふだけでもただ法で縛ることを願うのではなくて、本当にいい公正な取引をして日本の信用を高めることを一番願うのでありますから、それは又別途の考へ方と併せてしなければならぬと思ひます。

○政府委員(松尾泰一 郎君) 前段におきまして御意見のありました輸出組合にも参加しないような業者が悪いことをするのではないかといふふうなお尋ねかと思ひますが、その点は第二條、三條、四條を御覧願えればおわかりになると思ひますが、先ず工業所有権又は著作権を侵害する貨物或いは原産地の虚偽の貨物なり或いは契約内容と著しく違ふような貨物を出したといふような場合を、不正な取引といたしまして第三條におきまして不正な輸出取引をしてはならないといふ縛り方をしているわけでありまして、若しそういうような違反がありました場合には、戒告いたすなり、或いは戒告してもなお違反するような業者に対しては、一定の期限を限りまして、貨物の輸出停止を命ずるといふような方

それからこの例えは輸出業者の協定、或いは輸出組合の結成等によりまして国民生活に対する影響はどうかといふ点、或いは国内物価に対する影響はどうかといふお尋ねであります。第五條なり、或いは第十一條の第二項等を御覧願いますればわかります。品質等について、協定をし、或いは統制をする場合は止むを得ない場合に限り

品質等については、協定をし、或いは統制をする場合は止むを得ない場合に限り

らうかといふ建前を以ちまして、アウトサイダーを組合が取締るといふような規定は実はこの法案の中には入れておられないのでありますが、それらの点は現在輸出貿易管理令におきまして、輸出承認制度ということをやつておりますので、その輸出承認制度の運用によりましてアウトサイダーを取締りまして、輸出組合の健全な活動ができるように輸出承認制度によつて組合活動をよくして参りたい、運用して参りたいといふ考え方でいられるわけであり

○奥むめお君 諸外国に与える影響を考慮なさつて、言葉を換えて言へば、遠慮してこの程度で止むを得ないかも知れませんが、私どもそこに不安を感じるし、イギリスで聞いたところによると、イギリスなんかはそういう組合なしに輸出業者の話しだけで非常に公正に正直な取引が行われている、こういうふうに私は聞いて来たのであります。私といふだけでもただ法で縛ることを願うのではなくて、本当にいい公正な取引をして日本の信用を高めることを一番願うのでありますから、それは又別途の考へ方と併せてしなければならぬと思ひます。

○政府委員(松尾泰一 郎君) 前段におきまして御意見のありました輸出組合にも参加しないような業者が悪いことをするのではないかといふふうなお尋ねかと思ひますが、その点は第二條、三條、四條を御覧願えればおわかりになると思ひますが、先ず工業所有権又は著作権を侵害する貨物或いは原産地の虚偽の貨物なり或いは契約内容と著しく違ふような貨物を出したといふような場合を、不正な取引といたしまして第三條におきまして不正な輸出取引をしてはならないといふ縛り方をしているわけでありまして、若しそういうような違反がありました場合には、戒告いたすなり、或いは戒告してもなお違反するような業者に対しては、一定の期限を限りまして、貨物の輸出停止を命ずるといふような方

それからこの例えは輸出業者の協定、或いは輸出組合の結成等によりまして国民生活に対する影響はどうかといふ点、或いは国内物価に対する影響はどうかといふお尋ねであります。第五條なり、或いは第十一條の第二項等を御覧願いますればわかります。品質等については、協定をし、或いは統制をする場合は止むを得ない場合に限り

品質等については、協定をし、或いは統制をする場合は止むを得ない場合に限り

げますように、そういう止むを得ない自己防衛の場合にこの価格なり、数量なりの協定をいたすのでありますので、その結果として国内物価を釣上げ、一般の消費生活に影響するということとは先ずないと申上げたほうがいいのじやないかと申上るに考へます。

○委員長(竹中七郎君) 次に、特定中小企業の安定に関する臨時措置法案を議題といたします。本案につきましては前回は提案理由は聞いていたのでありますが、今回通商産業委員会に付託されたものは、予備審査において審議されたものに相当部分の修正が加えられてあるので、本日の審議は修正理由の説明聴取から始めたいと思ひます。発議者から御説明をお願いいたします。

○委員長(竹中七郎君) 次に、特定中小企業の安定に関する臨時措置法案を議題といたします。本案につきましては前回は提案理由は聞いていたのでありますが、今回通商産業委員会に付託されたものは、予備審査において審議されたものに相当部分の修正が加えられてあるので、本日の審議は修正理由の説明聴取から始めたいと思ひます。発議者から御説明をお願いいたします。

○委員長(竹中七郎君) 次に、特定中小企業の安定に関する臨時措置法案を議題といたします。本案につきましては前回は提案理由は聞いていたのでありますが、今回通商産業委員会に付託されたものは、予備審査において審議されたものに相当部分の修正が加えられてあるので、本日の審議は修正理由の説明聴取から始めたいと思ひます。発議者から御説明をお願いいたします。

ものは大体七つあると考へるのであります。

で、その第一点は、御承知の通りこの第二條でありまして、第二條は原案におきましては漠然たる点があつたので、もう少しわゆるこゝろいう業種を指定いたしまして、それに組合を作らせ、生産制限までをするというようにすることになつて参りますと、国民の生活その他に非常に影響を持つて参りますので、少くとも相当の客観的條件等がなければそれはやるべきものでないし、又その客観的條件と言ひますものも、できるだけ抽象的に書いておいたほうがいいと、こゝろいうことで第二條が、いわゆるお手許に配付せられた法案のように直つたのであります。

各号に掲げる事象が生じた場合に、別表において指定する、こゝろいうふうにしたしまして、原案の内容を一般に明らかにしたのであります。即ち製品の価格がその原材料の価格に照らして著しく低いという当該業種に属する事業の経営において相当の損失が生じていること、これが第一点であります。

それから第二点は、事業経営の不振が相当長期に亘る虞れがあり、企業の合理化のみによつては克服が困難であるといつた一定の制約を付してその濫用を戒めたわけでありまして、第三点は、十條の調整組合の設立の認可の條件の追加であります。第三点といたしましては、調整組合の事業内容の点であります。第四点が、調整規程の実施の予告期間を十五日と定め、離職従業員の優先雇用と共に従業員の優遇の配慮をいた

しますこととした点であります。

第六点は、調整規程の認可等に際しては、公正取引委員会と協議しなければならぬ点を、公正取引委員会の同意を得なければならぬと、こゝろいたしたのであります。

第七点といたしましては、中小企業安定審議会の委員三十名を五十名として、従業員の利益を代表する者に発言の機会を与えたのであります。

最後に、この指定業種を若干追加する。これだけが原案に修正せられたいわゆる各党共同提案の要旨であります。

なお、この修正案と共に、御参考までに附帯決議がなされました。その附帯決議の説明を申し上げますと、先ずアウトサイダーに対する調整規程若しくは調整計画の運用に当つては、アウトサイダーそのもの特質に鑑み、我が国輸出振興という至上命令を犠牲に供するといふような本末顛倒の政策がとられてはならないということであり

もとより中小企業の中の指定を受ける指定業種の今日における未曾有の困難につきましては、お互い絶大の心痛を抱き、その対策については、全力を尽してこれを助長育成すべきことは論を待たないところでありまして、さりとて貿易立国を標榜する我が国経済の運命から見ますならば、おのずから物事に軽重緩急の順位がなければならぬと思ふのであります。

次に、一定規模以下の零細企業につきましては、これを企業体と申ししますよりは、むしろ生計と申したほうが適切なものでありまして、そのようなものまでも調整という制約のためにレベ

ル・ダウンすることは甚だ残酷と申さなければなりません。実際問題といたしましては家族同士の家内工業的性格のものを予想いたしましたの例外的措置でありまして、これはむしろ社会政策的に近似のものであるということがいえるのであります。

第三項につきましては、生産調整によつて生産量及び販売額の減少を来たした場合、経営者は事業税或いは固定資産税については依然として調整前と何ら変らない課税をいたさなければならぬ。一方従業員側においても賃金、給与の実質的な減収を招来するわけでありまして、できるならば、これに対して有効適切な補償の方法を真剣に考慮してやつてもらいたい、これが第三点であります。

第四点は、調整期間中における新規開業及び設備の拡充に対する制限でありまして、この一項こそは、通商産業大臣の強力な行政措置を期待いたしましたのであつて、将来機会があれば法案中に挿入すべく努力いたしたいと考へるものであります。そうでないならば、調整破りは横行して穴のあいた桶のようになると思ふからであります。

第五点は、来たるべき国会において補正予算に計上し、少くともこの企業合理化資金について、五分以内の部分については国費を以て補助すべきであるという意見であります。この五つが附帯決議であります。

○委員長(竹中七郎君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(竹中七郎君) 速記始めて……。本案につきましては、連合委員会といたしましては、本案というものは、中

小企業の問題でございますが、これは次回に質疑を行うことといたしたいと存じます。御異議ございませんか。

○委員長(竹中七郎君) 御異議ないものと認めます。では次回に譲ります。

なお、輸出取引法案につきましては連合委員会は本日をもって終りたいと存じます。御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり。

○委員長(竹中七郎君) 御異議がないものと認めまして連合委員会は閉じま

御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり。

○委員長(竹中七郎君) 御異議がないものと認めまして連合委員会は閉じま

御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり。

○委員長(竹中七郎君) 御異議がないものと認めまして連合委員会は閉じま

午後二時五十八分散会

昭和二十七年九月二日印刷

昭和二十七年九月三日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局